

野焼きに関する注意喚起

廃棄物を野外で直接、あるいは基準を満たさない焼却炉（ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却など）で焼却することは、法律により一部の例外^{*1}を除き禁止されています。やむを得ず焼却するときは、次の注意事項に気を付けて、十分な配慮をお願いします。

野焼き実施時の注意事項

- (1) 時間帯や風向き、近隣の住宅との距離を考慮したうえ、よく乾燥させてから焼却するなど、生活環境に影響のないように配慮をお願いします。
- (2) 草、木など回収可能な場合は、できるだけ野焼きではなく燃えるごみとして収集日に出すか、清掃工場への直接搬入をお願いします。
- (3) 引火・延焼を防ぐため、建物やビニールハウスの近くでは実施せず、また、一度に広範囲の野焼きや複数個所の野焼きは行わず、少しづつ実施してください。
- (4) 火をつけたら消火するまでその場を離れず、野焼きが終わったら必ず火が完全に消えたことを確認してください。

※1 野外焼却の例外

- とんど焼きなどの風俗習慣上・宗教上の行事を行うために必要な焼却
- 災害などの予防・応急対策・復旧のために必要な焼却
- 農業や林業などでやむを得ず行われる草や下枝の焼却
- 国や地方公共団体が施設管理を行うために必要な河川などの刈草の焼却
- たき火など日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却

これらの焼却を行う場合は、事前に鴨方消防署（0865-44-5119）に連絡してください。また、野焼きの煙は周囲の生活に影響を与え、洗濯物に臭いが付いたり、のどの弱い方は煙が苦痛になってしまったり、近くの住民にとっては気持ちの良いものではありません。お互いが気持ちよく生活できるよう皆様のご協力をお願いします。

問合せ先

里庄町役場 町民課 電話番号 0865-64-3112

